

発言者	内容
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きましてパネルディスカッションに移らせていただきます。</p> <p>パネラーは、ただ今ご講演いただきました岡村晴美さん、山崎菊乃さん、竹信航介さんです。山崎菊乃さんは、NPO法人おんなのスペースおん代表、北海道シェルターネットワーク事務局長を務めておられ、DV被害に悩む方の相談やシェルター運営に関わってこられました。</p> <p>竹信航介さんは、2010年に弁護士登録、以降札幌弁護士会に所属、2017年10月から2021年9月まで札幌家庭裁判所家事調停官も務められ、離婚事件や関連事件に多数関わってこられました。</p> <p>コーディネーターは、札幌弁護士会弁護士・池田賢太さんです。それでは岡村さん、山崎さん、竹信さん、池田さん、どうぞ宜しくお願い致します。</p>
池田	<p>ここからのパネルディスカッション、シンポジウムを担当させていただきます、弁護士の池田でございます。</p> <p>今の岡村先生の基調報告をうけて、それを少し膨らませて皆さんでこの問題を考えてみたいというふうに思っております。</p> <p>まずは自己紹介を兼ねて、このシンポジウムから登壇されたお二人にお話を頂きたいと思えます。</p> <p>まず山崎さんからお願いできますか。</p>
山崎	<p>はい、先ほど当事者の手記を読ませていただきました山崎です。</p> <p>私達はこの共同親権の話が出る前に、親子断絶防止法っていう話が出てきて、それはDVで逃げてくる母親は子どもを連れ去った誘拐犯だ、だからそういうことがないような法律を作ろうじゃないかということで動き始めたので私達はびっくりして、市議会に行ったりとか道議会に行ったりして、親子断絶防止法は一度は消えたんですけども、それが今度は共同親権という形で名前を変えてまた出てきた。</p> <p>これはどういうことかと言ったら、子どもを連れて逃げるなんてことはできなくさせてやるぞっていう法律だと思っています。2001年に私達当事者が集まって色んな国会議員や何かに話をし、やっといままで声を上げることができなかった被害者が、色んな政治家にお話をしたのがDV防止法なんですね。DV防止法は超党派で女性議員が国会で議員立法として成立させてくれたんですけども、DV防止法に基づいて住所の秘匿の制度ができたりとか、あらゆる被害者支援の制度</p>

が出来上がってきたんですけれども、この共同親権ということが法制化されてしまうと、住民票を隠して生活しているのを居所を教えなければいけないってことで、加害者に教えなければならぬっていうことになってしまうってことで、これは親子共々。

私達のシェルターに逃げてくる人達は子どもから「お母さん逃げようよ」って言われて、新聞記事にこんなのがあったよってシェルターの新聞記事を持ってきて、お母さん逃げようって言って逃げてくる子どもたちもいるわけなんですね。そういった意味では、これは恐怖ではないということではいま戦々恐々としているところで、全国シェルターネットでも今声明を出したりとかして動いているところです。この国会ではぜひ廃案にしてもらいたいと思っています。

池田 ありがとうございます。竹信さん、お願いします。

竹信 はい、弁護士の竹信と申します。私は弁護士としての経験は先ほど講演された岡村先生には遠く及ばないと自覚しているんですけれども、家事調停官という仕事を4年間やっております、そこでの経験をここでの議論に活かせばなと思って登壇させていただいております。家事調停官というのは何をやる仕事なのかといいますと、パートタイム裁判官と言ったりもしますけど、弁護士が家庭裁判所に週一回詰めて、裁判官と同じように調停の主催を行うと、そういうお仕事です。調停というのは、家事調停は調停委員が二人、それから家事調停官あるいは裁判官が一人という構成で調停委員会構成するわけですけど、そのなかで実際に持っている事件が1日につき最大で12件程度ありましたけれども、その12件について、調停委員から呼ばれたときに行って、法的なアドバイスをやる等議論をすとか、ここぞというときには法的な説明が必要な時には自ら調停室に行って、当事者に対して説明をする、あるいはこのようにしてはどうかという提案をする。そういったことを繰り返すと、そういうお仕事をしておりました。そういった仕事をしているなかで、弁護士として普通に仕事しているのに比べると、格段に多数の事件を扱うということになります。かつ家事調停官というのは、基本的には離婚とか、家裁で調停事件を扱う分野はそういうものだということではあるんですけれども、離婚、婚姻費用、それから子どもにまつわる監護者指定、面会交流、ちょっと変わったものだと同居請求なんてものがありましたけれども、そういった主に夫婦間のトラブルについての事件を扱う割合が非常に多いので、そういった事件についての経験が比較的蓄積されているかなと

思います。

そういったなかで、実際に裁判所に来ている夫婦の様子あるいは元夫婦の様子を見ると、非常に緊張している。もちろん裁判所に来ているから緊張しているというのもあると思いますが、それ以上に葛藤がある夫婦の他方に対して、これから話し合いに望まなければならないと、利害対立が生じることが明白な話し合いに臨まなければならないということで非常に緊張していると。そういう方がほとんどという印象です。特にこれはジェンダーバイアスなのかもしれませんが、女性側がそういった緊張でちょっと委縮しているなと感じることが多かったかなと思います。男性も緊張していることはすごく伝わってくるんですけど、人によってはどうしたらいいかわからないという感じの方もいますし、逆に最初からけっこう攻撃的な態度で警戒心をあらわにしているという方もいらっしゃるかなという記憶です。話し合いをするだけですごく緊張するような夫婦の関係というのを考えますと、離婚したら緊張が解けるかという決めてそんなことはないですね。

やはりお互いに不信感が募って離婚せざるを得ないということになることがほとんどですから、信頼関係は失われているということになるわけです。そういうなかでも離婚後共同親権ということになりますと、離婚後も子どもに関する重要事項について他方の親の承諾を得ないといけないと。そういうことになると、話し合いをしないといけないわけですね。その度に緊張が生じて非常にストレスがかかるということになりますし、もちろん警戒感・敵対的な感情をあらわにするような当事者が相手であるとする、協議をする場合にあっては最初から同意をしないことをデフォルトにしたような態度で臨まれたりして、非常に交渉に手間・時間がかかるということになりかねないわけです。それが子どもの利益になると思えない、そういうところを感じるところではあります。そういうわけで、私も離婚後共同親権導入については、果たして本当に子どもの利益になるんだろうかということについて疑問を持っているというのが正直なところです。

池田

ありがとうございます。山崎さん、竹信さん、岡村さんについては引き続きということでお話をお伺いしたいと思います。

先ほどの岡村さんの報告の最後のほうにありましたけれども、「父母の不仲により父母は別居する、子どもはどちらかの親と同居する」、これはその通りなわけですね。特に小さいお子さんがいればいるほどということになりますが、子どもはどこか一人で生活をするという

のが現実的ではないので、基本的には別居する直前において最もその子どもを監護していた・ケアしていた親と別居するというのが当然と言えば当然のことですし、今の日本の社会の中、現状で見ると、やはり多くの時間を費やしているのはお父さんよりもお母さんであることが多いわけだから、お母さんと別居をするというのが子連れ別居するということにはある程度共通の理解なんじゃないかというふうに思うんです。先ほどの岡村さんのご報告から行くとそこが違法化されるような形での要綱案が出てきている。こうなってくるとDV被害者というのはどう対応したらいいのかというところについて、まず山崎さん、DV被害者の思いあるいはそれを支援する側としても、どういうことに関心があるのかというところをお知らせください。

山崎

はい。私も子どもを連れて逃げてきたDV被害者なんですけども、DV防止法ができる前に中三の女の子と中一の女の子と三歳の男の子を連れて逃げてきた。その時はずっと子どものために我慢しようと思っていたんだけど、ある日お父さんの暴力を見ている娘が「お父さんやめて」と言ったことで非常に危険な行動に出てしまったということがあって、子どものために我慢していちゃいけないということで逃げてきたという経緯があるんですよ。

シングルマザーになって、生活保護を受けざるを得なくなりました、私は。それってものすごい不利益なんです、子どもを連れて逃げるっていうのは。お金もないし、一人で色んな事を判断しなければいけないし、それでもやっぱり逃げてこざるを得ないというのはどういうことなのかというと、やっぱり子どもを守りたいからっていうところから逃げてくる決断をするわけです。それが子連れ別居を違法だとか言われてしまうと、自分さえ我慢すればいいのか。子どもを連れて逃げたら違法行為になってしまって、もしかしたら警察に捕まってしまうかもしれない、なんてことになるのであれば、じゃあ我慢しましょうってことになりますし、子どもたちもずっとそういった親の関係を見ていかなければいけなくなってしまうということで、子どもと女性が我慢して、子どもと女は家のものという時代に遡ってってしまうんじゃないか、それこそ日本の社会がドラスチックに変わってしまうようなことになるんじゃないかと思っています。

あとシェルターに関して、子連れで逃げてきた人をおかくまったよね、ということでももしかしたら警察に捕まってしまうかもしれない可能性が出てくるんだとしたら、私たちがせっかくDV防止法ができて、

困難女性支援法もできて、あと刑法も改正されて、女性に関する法律ができてきたにも関わらず、支援ができなくなってくる。匿うことによって、もしかしたら私達が訴えられるかもしれない。先ほどリーガルアビューズと言ってましたけど、私も刑事告訴されたことがありますし、やろうと思う人は法律なんてなくても何でもやるんですよ。それが共同親権になって子連れ別居が違法だってなったら、私達はどんなことされるのかと思うと支援現場も非常に委縮していくなと思っています。

それと支援措置の制度ですよ。子連れ別居して、住民票を支援措置で秘匿できるけれどそれを崩されてしまうと、居場所が分かってしまっただけで逃げて意味がない。さらに逃げられなくなるということが起こってくるというふうにごく危惧しているところです。みんな犯罪者になってしまうって思ってます。

池田 ありがとうございます。

逃げてきた、別居した直後に我々も相談を受けることが多いわけですが、その時にとっても疲弊されている中で調停なり、様々な手続きが進んでいくわけですよ。そこを伴走しながら進むというのは、我々にとってもなかなか大変なところだなと思います。

岡村さんにはそのあたりの話をお伺いしたいのと、併せて共同親権になったら、会えるようになるんですか？面会交流の話が先ほど冒頭ありましたがけれども、そこを絡めて少しお話しいただければと思います。

岡村 いま山崎さんが仰った支援措置ですが、支援措置をとられると住所が解らなくなって子どもと会えなくなるっていうんですけど、全然逆で、支援措置をとらないと住民票も動かさずにどこ行ったか判らなくなっちゃうから、支援措置をとれば少なくとも裁判所が調べればどこにいるかわかる、話し合いができる、ということになると。

私は子連れ別居に関しては、もし別居時すぐに裁判所が判断したとしても、その方に認められるだろうと思われるような人が子連れ別居していると思います。子連れ別居により「監護の継続性」を盾にとって親権を有利にするじゃなくて、最初から親権争いで有利な人が、つまり、最初から子育てをメインにやっていた人が子どもを連れて出ていく。むしろ、置いていけない。すごい格差がありますよね、日本の男女の家事育児割合というのは。置いていけないという人が連れて出るという実態があるのに、ことさらに誘拐だとか言い出すと、むしろ

「共同」からどんどん離れていく。「共同親権」の看板を掲げているんだけど、「子連れ別居は誘拐だ」「支援措置はだめだ」とか言ってる人は、他方の親を犯罪者呼ばわりしているわけですから、「共同養育」などもっての外となっていくというのがあります。

2個目の「共同親権だと会えるのか」ということなんですが、「単独親権制度のせいで子どもに会えない」というんですけど、共同親権は面会のフリーパスじゃないよね、というのがあるのと、もっと言うと、松本哲泓さんという元大阪家裁部総括だった元裁判官が書いた本によると、例えば学校行事に勝手に参加できるかという、それについての決定も共同行使しないとイケないのではないかと。だからできないよ、と。お互いに合意があって初めて学校行事に参加できると決めるので、仮にもしそれが単独でできる権利だとするならばそれは権利の濫用になるし、子どものためにどういう面会交流、どういう学校行事の参加がふさわしいのかというのは、自分達で決めるか、決められないなら裁判所で決めると、そういう話なんだよと言ってるわけですね。

なので共同親権になったからといってフリーパスで会えないのと、共同親権というのは子どもの重要事項決定等の拒否権なので、同居親に対して、それをやったら困るよということ止められるようになるんですけど、私はDV被害者が別居親、DV加害者が同居親で、子どもに会わせてくれないという事案をいくつもやってきました。では、自分の依頼者は共同親権がほしいかという、共同親権があったところで拒否権なんか言えるわけないし、何なら共同親権を選択して「お前のハンコがいるんだ」と事あるごとに呼びつけられるのはすごく怖いと言います。共同親権というものは、父母の権力の強い方には役立つけれども、弱い方にとっては、さほど役に立たない。同居親と子どもが決めたことについて、異論があると申し出て、揉めたら裁判所に持ち込まれて、裁判所で「お母さんの言ってることはおかしい。お父さんと子どもが決めたことに従います」となったら、別居親としては惨めな思いをするだけ。共同親権を手に入れたからと言って自由に会えるわけじゃないし、何ならそれを手にしたことによって会いやすくなるかと言うと全く関係ない。むしろ悪い方向に裁判沙汰がずっと続いていくというふうになりかねないと思います。

池田	ありがとうございます。現状の中でも、婚姻中は共同親権が適用されていて、父母が二人で共同で監護する。他方で離婚・別居するとなっ
----	--

たときにどちらか一方に監護権を認めるということになるし、離婚をするときは親権を認めるということになります。

ここは竹信さんにも少しお伺いをしてみたいところですけど、調停官をしていくなかで離婚に関する調停もあったと思うんです。そのときにお子さんをめぐる紛争が苛烈なものがあったと思うんですよね。そのなかで私たちも時折主張として聞くのは、親権はお父さんに、日常的な監護・ケアについてはお母さんという形でお父さんとお母さん両方に分けたいという主張を聞くことがあります。今もやろうと思えばやれるわけですよ。ただ、裁判実務のなかでは行われていないように思います。そのあたりについて、裁判所はどのようにお考えなのか親権・監護権について全体像を含めて少しお話しただけだと思います。

竹信

はい。今、親権と監護権を分けるという処分についてのお話がありましたけれども、これは基本的に裁判所ではやってません。で、民法の教科書なんかを見ても望ましくないと書かれていることが多いんじゃないかと思うんですけど、なぜこれをやらないか。もう何十年も前には、例えばお父さんが親権をもって、お母さんが監護権をもって、お母さんが子供の面倒を実際に見て一緒に住むということをやっていた時期もあるようなんですけども、それは昭和40年代くらいにそういうことはしなくなったということのようです。それはやはり親権が重要事項の決定に関して決定権あるいは拒否権を持つということになって、実際に監護して子どもの実情について一番よくわかっている親が具体的に何か子どもの重要事項を決めようとした時に、親権をもっているもう一人の親に対してお伺いをたてないといけないと。そういうことが、やはり子どもにとって煩雑であって、子どもの利益にならないと、そういう配慮があってそういう運用が固まってきたんじゃないかなというふうに思います。なので、今後離婚後共同親権ということになってくると、それと同じような状況が共同親権によって現出するということになりかねないと思います。実際、私は主に調停を見ていたので、合意によって親権と監護権を分離したいと仰る方がごくたまにいらっしゃったんですけど、それでもそれは基本的にお勧めしていませんということで押しとどめていました。なぜかというとそれが子の利益にならないからです。なので、共同親権に変わったら、親子の実相が法律が変わったら変わるのかと言ったらそういうわけではないわけで、やはり裁判所の運用としては本当に共同親権でやっていける

	<p>ような素地がある場合に限ってそういったものを認めるということにすべきであって、基本的には二人に親権が分属するというような、そういった運用にはすべきではないかなと考えるところです。</p>
池田	<p>全てのカップルにおいて親権と監護権の分属が不適切というよりは、双方で話し合いがしっかりできて、お互いどこにいるかすぐ連絡取れる関係性にあって、対立も深くなくて「私たちはうまくいかなかったけど、子どものために何とかやってみましょうよ」と最低限の合意がとれているのであれば、うまくいく余地があるんですかね、どうでしょう？</p>
竹信	<p>あるとは思いますが。 だから、本当にそういうことが確認できて共同親権になるとこういう問題が生じ得ますよ、それでも何とかやってみますかということを確認して、真摯に大丈夫ですと根拠を持って言えるような、そういうカップルであれば、離婚後共同親権でもやってみる可能性はあると思います。ただ、実際には先ほど申し上げたように、裁判所に来る、あるいは裁判所に来る人じゃなくてもそうだと思うんですけども、離婚するということが一緒にやってみないねということで離婚するわけですから、そういう人達が離婚したら子どものことについてフラットに話し合えるんだというのは、ちょっと現実的ではないかなというふうに思います。</p>
池田	<p>日本の離婚は協議離婚が8割9割と言われている中で、裁判所に関与しないで多くの離婚が行われているわけですが、そういったなかでうまくいく素地があるというふうに、岡村さんお思いになりますか？</p>
岡村	<p>フランスのフェミニストの人と話す機会があったのですが、結婚制度に対する捉え方が違っていて。日本では「授かり婚」といって、「子どもが生まれるから結婚する」、離婚するときは「子どものためにならないから離婚する」と言ったら、「考えられない、意味が分からない」と。「親が愛し合っていないのに、子どものために家族でいたいというふうにされたら、子どもは迷惑だと思わないのか」と聞かれたんですね。日本は、結婚するときにお互い合意で結婚しますけど、フランスは一人が合意しなかったらすぐ離婚なんですって。でも日本は離婚の合意をしないと離婚できないですよ。それが全然違ってて、フランスでは、「愛さなくなったから離婚する」と言ったんですよ。「嫌い」じゃない、決定的にだめになったわけじゃないけど、あなたのことは愛していないから離婚して子どもは共同で子育てできるよ</p>

	<p>ね、って文化が、日本と全然違って、法制度も全然違って、離婚も一人が申し出たらするって離婚になると。その代わり全件、子どもがいる件については裁判所が関与して、一番望ましい約束を探るといことなんです。パッチワーク的に、「共同親権」だけ当てはめても、日本はそうじゃなくて、子どもに関する共同決定ができないから、それを解除するために離婚するというのがすごく強いと思うので、そこの検討が足りてないんじゃないかなと。日本では離婚後の共同親権は難しいというのは、それができていたら離婚しないよっていう。それが諸外国とだいぶ違うんじゃないかなというふうに思っています。</p>
池田	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどのお話の中で「共同親権になったら会えるのか」問題、面会交流問題について少し踏み込んでおこうかなと思うんですが、山崎さんにお伺いしたいのは、避難をしてくるお母さん方は、面会交流についてどういうふうに思っているのか。会わせたくないと思う気持ちも、それは当然あると思うんです、怖くて逃げてきてるところが。ただそれだけでフィックスしてしまうのかどうか。現実には被害者と向き合われていく中でお母さん達はどのような心境でおられるのかというのを聞いてみたいと思います。</p>
山崎	<p>はい。多くのお母さんたちは、子どもを連れてきてしまった、お父さんを子どもから奪ってしまったと自分を責めるお母さんが多いんです。そうじゃないよと私達は言っているんですけど、子どもを父親から奪ってしまった罪悪感をずっと持ちながらいるんだけど、だけど子どもが会いたいと言ったら会わせたいと。自分が安心できる環境であれば、子どもが会いたいと言ったらいつでも会わせたいんだと云ってのお母さんが100%なんですよ。絶対に何が何でも、彼に対する報復のため会わせないんだって人は今まで一人もいません。子どもが会いたいのであれば会わせたい。父親を奪っちゃったと言うのもあるので、だからお母さんは子どもに会わせるということに関してはすごく肯定的なお母さんばかりですよ。</p>
池田	<p>安全な環境が整えばっていうことですよ。</p>
山崎	<p>そうですね、それが絶対条件。</p>
池田	<p>はい、ありがとうございます。そういった状況の中で家裁の実務では面会交流という調停が申し立てられることになりましたけれども、先ほど岡村さんのご報告の中でも8~9割のなかで何らかの形で面会交流が</p>

	容認されているということになります。面会交流調停を申し立てるにあたって、この父母の葛藤はどのようにとらえたらいいのか、まず岡村さんにお伺いしてみたいと思います。
岡村	今山崎さんも仰った通り、面会をすること自体をすごく拒否的かと言われると、やはり安全があればというのがあるので、弁護士がついてて親身になると、代わりにセッティングする・連れていくところを助けるみたいな形でやったりすると実際に実現するということが多いのかなと思います。そういうのを、最初は短い時間とか、やれるところからやって、安心して良くないことがあったら是正して、次どうやってやろうかというのを、私は小さく生んで大きく育てると言ってるんですけど、そうやって葛藤を下げていくことが私はそれしかないのではと思っているんですけど、それはめちゃくちゃ時間がかかる。あとは自分で言うなって感じですけど、人間力はありますよ、やっぱり、観察して、言ってることがどうかなとお互い見てというのがあるので、それはかなり養成するのに大変だと思うんですよ。
	そういう支援が必要なんです。だけど省エネルギーでそういうことはやらずに、むしろ攻撃されているわけですよ。お前は実子誘拐の、みたいな。もう頑張れないよと。私は根性論みたいな時代に育った人だからいいですけど、若手はやれないですよ。もう共同親権通っちゃったら家事事件辞めると、良心的な人ほど言っていますからね。そういうことで葛藤を下げるために活躍すべき人というのは、DV被害者側とか怖いなと思ってる人側の支援者なんだけど、それに対しての攻撃もすごいから、葛藤も下がりにくいというふうに思うので、そこに予算をかけるべき。先ほど竹信先生も仰っていたけど、法律が変わったら実相が変わるというわけではないから、それにちゃんと向き合えるサポートをする物的・人的・お金を割くということがこの国にやれるのかというのが問題だと思いますね。
池田	竹信さんには、面会交流調停のなかで対立が大きくなるような点、あるいはそのなかで改装できるものできないもの、当事者のなかで出てきた調停に対する不満というものあたりだと思うんですね、それはどんなふうに見ておられたのかをお伺いしたいと思います。
竹信	はい、私はまず調停官をやっていたときに、面会交流調停は特別な位置づけを持っていました。他の事件、特にお金が絡む事件については、いざとなったら審判なり訴訟なりに流してしまっただけで、そこでバツサリ結論を出してしまえば、後は強制執行でお金のことは何とかなる

というところがあるわけです。しかしこと子どもに関することというのは、審判に流して強制執行できる・できないという話になったとして、実際には簡単にはできないんですけども、できる出来ないという話になったとしても、解決しないんですね。子どもが自然に会いたいと思って会うのと、無理やり会わせられるのでは全然面会交流の効果も違ってくると思いますし、そこは面会交流を実施するということをきめ細かく具体的に考えてほしいんですけども、面会交流実施するとなったときに、じゃあどういふうに進めていくのというのと、例えば今度の日曜日に会いましょうとなったら、同居している親が子どもを、特に子供が小さい場合は子どもを待ち合わせ場所まで連れて行くわけですね。そして連れて行って、その子どもをもう一人の親に引き渡す。そして引き渡すときには多少の会話はしないといけない。

引き渡した後に何時間か半日か、それぐらいが多いと思いますけれども、別居している親と交流をして、終わったときにまた会って話をし、子どもを引き渡しを受けて、子どもと一緒に帰ると。同居親としてはそういうことをしないといけないわけですね。そして、そういう過程を経るにあたって、どうしても同居親の協力が必要になってくるわけです。子どもが大きくなれば子ども一人で行っていらっしやいで終わるのかもしれないけれども、子どもが小さいうちは特にそういうことになってきますので、それを無理やりやれと言えればできるのかというのと、人間そういう複雑なことを強制的にやれと言われてできるようにはできていないんですよ。そういうことができない・できそうにないということで、同居親の方は非常に悩んでおられる方が多かったなということで、実際面会交流がうまくいかない場合のかなりの割合というのは、同居親が実際の面会交流の手順に耐えられないということが一つの障壁になっていた事が多かったかと思います。

なので、そういったものを調停官としては私は基本的に面会交流はそれを妨げる事情がなければ実施してもいいんじゃないかというスタンスで臨んでいましたので、そういうことで難しいのであれば、少しづつ取り除いて抵抗がなくなるような形に持っていけないだろうかということで、例えば裁判所で試行的に面会交流をするであるとか、最初は短時間から始めるであるとか、慣らし運転から始めていって、だんだん安心できる・信頼を積み重ねるといいう言い方をしましたけれども、そういう手順を踏んで、あとは独り立ちできるようにしていくと。お金がある人であれば、第三者機関の利用とかも考えたりもする

	<p>こともありましたけれども、特に同居親のお母さんなんかだとお金がなかったりするものですから、第三者機関を利用するというのもちょっとハードルが高いということで難儀するというのもあって、どこにも行き所がなくなっちゃったりすると、面会交流調停は続くんだけれども全然着地点が見えない、みたいなことになって長期未済案件になっていくと。そういうことがたまにあったかなと思います。</p>
池田	<p>お二人のお話を聞いていて、やっぱり岡村さんが話していたように「小さく生んで大きく育てる」という形をしていくのがやっぱりいいのかなと。そこに共同親権の問題が出てきて紛争が激化するとなかなか面会交流そのものの実施が難しくなっていくような懸念があるように思いました。共同親権の話をしていくなかで何度もDV問題については除外するんだというふうに話しているんですけど、そもそも何がDVなのか、DVは身体的な暴力に限られるのかというところについて、まず山崎さんに少し教えていただきたいと思います。</p>
山崎	<p>今、DV防止法で保護命令は身体的な暴力だけ、4月からは変わるんですけれども。私達のシェルターに逃げてくる人の多くが実は精神的な暴力・性的な暴力なんですよね。</p> <p>最初の相談のきっかけは、「私が受けてるのはDVなんですか、でも叩かれたことないから違いますよね」ってところから始まるんですよ。わかりやすい身体的な暴力じゃない場合には、先ほどの手記にもありましたけれども、DVをどう説明していいのかわからない。これはDVなんだということを自分でも判っていないのに、それが例外なんだというふうに言えるかといったら非常に大きな問題だと思うし、あとうちのシェルターに逃げてくる方、子たくさんが多いんですよ。つまり性暴力がけっこうひどくて、10人の子どもを連れてきたり7人の子どもを連れてきたりする人もいますけれども、性暴力というのは、子どもがいっぱいいるから仲のいい夫婦なのね、みたいなことではなくて、子どもたくさんいるから性的な暴力じゃなくて夫婦仲がいいからじゃないの、じゃあ何で子ども生んだのみたいな人がけっこう多いので、そうなってくるとそれがDVだというふうにはなかなか証明できないというのがあって、身体的暴力ではないDVをどう説明するのか。自分がDVを受けている認識がない人とその子どもをどうやって守るのかというのは、シェルターをやっていて証明しろと言われてたらすごく難しいし大きな課題だと思っています。</p>
池田	<p>背景にあるものというのはどういうところがあるんですかね。性的な</p>

	暴力にしる精神的な暴力にしる、共通する考え方みたいなのでありますか？
山崎	「いつもお前が悪いから俺は怒るんだ」と言われているし、セックスを拒否すると不機嫌になって、例えば不機嫌になるだけじゃなくて生活費を入れてくれないというのもあります。そういう背景があるので、自分が悪いからと。それがもうDVなんですよ、お前が悪いと。そういう背景がすごく大きくあると思います、自責の念を抱かせる、これはDVなので。それは大きいと思います。
池田	ありがとうございます。岡村さん、そういう被害者、多くの場合女性がそういう立場に置かれる、そのことは日本社会における問題点の一つと理解するべきものなのではないでしょうか？
岡村	いま仰った、セックスを拒むと不機嫌になるっていうのは、けっこうありまして、本当にDVあるあるだと思うんですけど、長時間の説教の末に、最後、ごめんなさいごめんなさいと謝って、「わかればいいんだよ」と言って頭よしよしからのセックスみたいなものですと、セックス自体はすごく円満、温和に、何の暴力もないみたいに見えるんですけど、それはめちゃくちゃ心を壊していくんですね。DVのなかにかなりそれは含まれているんですけど、それは証明もできないし、証明したところでそこが暴力かと聞かれると、まだ日本の家裁はそれを暴力と認識していない。 でも刑法が改正されて、DV関係にあるような人の間で結ばれているものの、意に反するものは犯罪であるというふうになったので、法律の流れとしては現状に合わせる方向だと思うんですね。実相に合わせてちゃんと的確に捉えていくということで刑法改正もされたと思うんですけど、性行為が辛かったというのは、それ自体、その場面で夫婦間レイプみたいな「暴力」が行われているわけではないから、見過ごされてきて。私なんかでも、事件が全部終わって、よかった、終わったね、となったときに、「実は一番つらいのはこれでした」というのがあって。男性の弁護士だとそれをそもそも言われなくてもいいかもしれないし、言ったところで裁判所も相手にしないから、子どもの面会で「何でこの人こんなに拒否的なんだろう」というところの背景にそれが隠れているときもやっぱりある。もちろん暴力は女性から男性にもあるし、DV被害者の男性も、それこそジャニーズの問題もそうですけど、男性が被害にあうと声に出しにくいというジェンダーの問題もあるので、全般的にそういうことも問題なんですけども、やはりそこがずっ

	と見過ごされていて、色々困難が生じているところがあるので、やはりジェンダーの問題はすごくあると思います。
池田	<p>ありがとうございます。だいぶいい時間になってきたというところなので、最後にもう一つテーマを考えてみたいと思います。</p> <p>この共同親権が導入されて、父母間で話し合いがまとまらなかったということになると、そうは言っても時間はどんどん過ぎていくわけですから、最後は何らかの判断をしなければならない。切羽詰まったら監護親がやっていいんだというけれど、その切羽詰まったのはいつなのかという問題もあるので、やはり家庭裁判所の審理も一定踏まなければならないのではないかと思います。日本の司法予算を考えてみますと、国家予算が110兆円になろうかというところですがわずか3200億円程度、0.2~0.3%くらいですかね、そのあたりの司法予算しかないなかで、果たしてこういう共同親権という問題が出てきて、家裁に事件が持ち込まれるとなったら裁判所は持つのかという疑問が正直あるところです。実際に裁判所のなかにおられた竹信先生は、これをどのように見ておられるのかというところをお伺いしたいと思います。</p>
竹信	<p>はい、司法予算というのが何に使われるかというと、人件費であったり裁判所の設備であったり、要は人的・物的な設備というふうになると思うんですけど、家庭裁判所に限って言えば他の裁判所もたぶんそうだと思うんですけど、全然資源が足りていないというのが実感です。実際、面会交流ができないと訴える方の話をよくよく読んでみると、例えば家庭裁判所での手続きが遅々として進まなくて、何カ月たっても子どもに会えないとか、そういうことで面会交流調停に対する不満を述べる方がいらっしゃるんですけど、これはもったもな話で、もちろん先ほど申し上げたように、同居親の安心・信頼を取り戻せるまでに時間がかかるという面もあるんですけど、裁判所のほうにおいても期日が入るのに1カ月に1回とかがだいたい裁判所、民事裁判も含めてのスタンダードだと思うんですけど、そういう頻度で入れられないと。つまり、事件が詰まりすぎていて、調停室が空かないと。そういうことがしばしばあるように思います。実際次回いつにしますかと調整をしようとする、書記官からこういう部屋の空き具合になってますよという表がでてきて、ずっと1カ月半くらい先までバツがついていると。それで最初に空きがあるのが2か月後くらいですかね、みたいなことになったりするわけですね。それって裁判所の怠慢というよりは、裁判所の部屋数が足りないんですね。部屋数の割に</p>

事件数が多すぎるわけです。なので部屋数を増やさないことには、そういう問題は解決していかないだろうというふうに思います。

もちろん裁判官の手持ち件数の問題もあります。先ほど私は一日12件くらい持っていたという話をしました。調停官は午前6件、午後6件とか、そういう持ち方をするんですが、それは調停委員がずっと部屋の中でお話を伺っていて、そのなかでここぞというところで裁判官・調停官が入っていくと。そういう形で事件を調停官が把握できる数がだいたい6件くらいなのかなと。そういうことでそういう事件数になってたんじゃないかなと思います。もちろん、調停室の数の問題もありますけども、そういうことで実際持っていた事件数というと、50~70件くらいですかね、私が同時に持っていた件数はそれくらいでした。それが限界かということ、限界ではないかなという気はしますけれど、どうしても1件1件への目配りは薄くなって行っちゃうだろうなと思います。

これが常勤裁判官ということになってくると、常勤裁判官は週1回じゃなくて週5日勤務に出ている、もちろん期日がない日もある裁判官もいますけれども、単純計算で私の5倍はあるということになるわけです。そうすると350件とか、そういう事件数を同時に抱えるということになるわけで、350件の内容を全部頭の中に叩きこんで、一つひとつについての的確な差配をするというのは非常に難しいことですから、そういう意味では人的な面でも不足が生じるだろうというところではあります。もちろん家庭裁判所で調停事件をやっていくうえでは調停委員も人数とももちろん質も必要ですし、それから子どもが関わる事件については家庭裁判所の調査官も不可欠な役割を果たしていますのでその人数、そのクオリティの維持が必要になってきます。

そう考えると人的資源についても全然足りないということになってくるでしょう。現状でもそういう状態なわけですから、これが今回共同親権を含む法改正が仮にされたとすると、例えば親権者の変更、単独親権から共同親権にしてほしいとか、そういう変更も申し立てられるでしょうし、親権の行使について対立が生じたから裁判所にどっちの親権行使を認めるのかということを決めてほしいということでも裁判所に話が持ち込まれるということで、事件数は増える仕掛けがたくさんあるわけです。そうすると、それによって裁判所の事件数が非常に多くなってしまって、ちょっとこれは処理できないと。今まで2カ月で入れれば良いほう、みたいなところが、3カ月4カ月になりかねないと

	<p>というようなところもありますし、更に危惧するところは、それで裁判所が効率的に事件を裁こうとして、事件処理をすごくおざなりにやってしまう運用にかわってしまうということを非常に心配だなと思っています。そうすると、当事者にとっては雑に決められた裁判でそれに従ってやっていかなきゃいけないということで、すごく不幸なことが起こるだろうと、抽象的な言い方ですけど、そういうことを懸念するところではあります。</p>
池田	<p>札幌も、名古屋もそうだと思いますが、家庭裁判所が独自にありますよね。札幌は地方裁判所とは別に家庭裁判所があって、そこに独自に裁判官が配置されていますけれども、他の北海道でいえば釧路・旭川・函館は地方裁判所と家庭裁判所が併設されているので、裁判官は両方担当するということになる、民事の事件も担当し、刑事の事件も担当し、そして家事事件が増えていくということになると、裁判官が今の人数じゃ、とてもじゃないけど大変だろうなと率直に思うところですよ。</p> <p>最後、岡村さんにもう一つお伺いしたいのは、こういった事件が増えていく、紛争が増えていくなかで、いつこのカップルに穏やかな時間がとりもどせるのか。子どもにとって安定した環境、面会交流というのが、どういったときに起こるのか。それが共同親権を導入することによって遠のいてしまうのではないかと、その辺りについてお話しただければと思います。</p>
岡村	<p>はい。いま裁判で雑に決めるんじゃないかという話があったんですけど、雑に決めるときに一番いい方法は、説得しやすい方を説得することですよ。そうするとどうなるかって言うと、被害者側が痛みを全部押し付けられるということになり、それはもう平穏とは程遠いことになるわけです。</p> <p>今までは単独親権制度の時には、ただ単にどちらが子どもの親権者として望ましいかということを決めていたので、別にDVのことなんか言わなくても、「私が育てて、ご飯も作って、送り迎えも全部やりました。だから監護者として相応しいんです」と言ってあまりDVのことは鮮明にせずに、面会もやっていきましょうと。先ほどの「小さく生んで大きく育てる」じゃないけど、面会交流をやれる人はやっていきましょう、ということやってきたんですが、共同親権が導入されると、単独か共同か、共同ができないとすれば、DVを主張していくしかないですよ。しかもDV防止法が改正されて、精神的DVも、医師</p>

	<p>の診断書とかとったらDVになるんじゃないかとか、事件の最初からDVの存否の争いが問題に上がってくることになると思います。私は、それ、今、別居親で共同親権を望んでいる人達も、本当にこの未来を望んでいるのかなというのが、私はすごく不思議なところですよ。</p>
	<p>親権という名前がついてしまっているから、何か権利を失う、親じゃなくなるんじゃないかみたいな感覚をもっているとしたら、それはその専門家の説明が足りていないので、親は親なんですよ。同居親で名前にしたらいいんじゃないかと思ってるんですよ、同居親に決めてただけのことが、これからは、あなたは共同親権はだめな人です、と宣告することになるわけですよ。本当にそれがずっと紛争や心のわだかまりを残していく。私は少なくとも共同親権時代が来たら、今までは抑制していたDVの主張をせざるを得なくなってくると思っています。</p>
池田	<p>ありがとうございます。調停が成立すればいいわけですけど、離婚の場合には成立しなかったら訴訟をしなければならない、訴訟をすると過去の離婚原因について一つひとつ明らかにしていかなければならないので、そこでDVの主張は出てくる。</p> <p>私は最初に入った事務所で離婚事件こそ調停で終わらせると、相手がいることはわかるが、訴訟にするのは腕が悪いと言われて、子どものことを考えたら、父母の紛争があるにせよ、どこかで互譲することが望ましいんだといわれていたんですよ。これが共同親権で親権が定まらないということになれば、もう訴訟で決めてもらう他なくなるので、訴訟事件が増えていけばますます面会交流というものも紛争の中で行わなければならない非常に厳しい状況がくるなというふうに思っております。</p> <p>私の進行が不手際があってもうほとんど時間がなくなってきたところではありますが、最後にお三方から一言ずつ感想と、この共同親権についていただければと思います。竹信さんから順にお願いします。</p>
竹信	<p>はい、私の普段考えていることの3割もお話しできなかったというのが正直なところなんですけれども、基本的にはこのシンポジウムは問題をよくわかってほしいということで開かれているところですので、共同親権についてはその言葉のイメージにとらわれず、具体的にどういことが起こるのかということをよく考えていただきたいなと思います。</p> <p>先ほど岡村先生の講演のなかにもありましたけれども弁護士ドットコ</p>

	<p>ムでアンケートをとって弁護士に自由記載で書かせてみたら、共同親権賛成派の人は抽象的・理念的なことしか書いてなくて、それに対して反対派の人はかなり具体的にこういう問題が起きるので反対だということを書いていたということがあって、実際共同親権に賛成だと言っている人というのは、具体的にこういう場合に共同親権にすべきだということをはっきり言ってくれないな、という印象があります。私としては、双方の意見を見比べてみても、離婚後共同親権反対派の危惧のほうがかつ切迫していて、より重要なのではないかなというふうに考えていますし、それに基づいて法律を作る人にも実際にどういう問題が起こるのか、かつ立法した後にどういう運用になるのか、それが本当に子どもの利益になるのかをきめ細かに議論してほしいなと思っています。</p>
山崎	<p>法制審でこれが通ってしまった過程が、岡村先生が仰っていたようにたくさんの反対意見のパブリックコメントがあったにも関わらずそれを全く無視して、このような原則共同親権になったわけですよ。原則単独親権で共同親権でもいいよってというのが、いつの間にか原則共同親権になってしまった、これは今まで通り声が大きくて力のある人におもねっている法律だとすごく感じています。これで何が起きるかかっていうと、離婚した後も強い人から弱い人への支配が続くし、弱い人達はもう這い上がれないというか、殺されてしまうと思うんですよ。命に係わるくらい大変なことで、これは女子どもは家にいると、支配下にいるというふうな法律だと思っているんですよ。なので、やっとな弱者というか、私達被害者は逃げ隠れしているからあまり大っぴらにこうであるべきだと言えないんだけど、それでも何とか法律を作ってほしいと言ってDV防止法ができたんだけど、それもまるっきり共同親権の法律ができるとひっくり返ってしまって、私達逃げ隠れもできなくなっちゃうんですよ。逃げ隠れもさせてもらえなくなるとどうなるかという、もう子どもも守れないし、自分の命も守れないというふうになっていくと思います。なので、どうか一緒に暮らす親が安心して子どもと生活を共にできるというのが一番の子どもの幸福なんだということを念頭に置いて法律を作ってほしいと思うし、共同親権を無理やりやってしまうと子どもの幸福には程遠いよって私は声を大にして言いたいと思います。殺されてしまうと思います。</p>
竹信	(ちょっといいですか)

ちょっと今、山崎さんのお話しのなかで、原則共同親権になってしまおうというお話があったんですけども、いま法案になっているものの中身としては、原則共同親権というわけではないです。共同親権にするか単独親権になるかを裁判官が一切の事情を踏まえて判断するというふうになっています。だから運用によっては原則単独親権みたいになるかもしれないし、運用によっては原則共同親権みたいになるかもしれない。裁判官がどう判断するかはやってみないとわからないところがあるので、法律である程度縛りを決めないといけませんよね、というのが我々の主張ということになります。だから、これから共同親権が選択できるようになるとしても、原則そうなる、例外が単独親権なんだという理解は、ちょっと誤解をまねくかもしれないなとおもいますので、一応その旨注記しておこうかなと思います。

岡村 今の注意を見てもわかる通り、山崎さんが誤解されるのは当然で、先ほども基調講演で言いましたけれども、政治家の人が「これはフレンドリーペアレントが採用されたんだ」と言っちゃってるから、「原則なのかしら」と思うのも当然で、読みようによって色々読めて、「何を言いたいんだ、この法律は」となっているところにもすごく問題があって、この会の冒頭でも、私は札幌弁護士会の弁護士じゃないので忤度なく言っちゃいますけど、政治家の方が寄せてくれたコメントが全然ピントがずれていた。そんな法律作ろうとしていないよって、まだ、この認識なのってちょっとびっくりしました。

竹信先生も3割しか言えてないって仰ったけど、今日は、共同親権のことだけに限って喋ったんですよ。けれど、この問題は、家族法改正として、他にいっぱい論点も実はあって、疑問がいっぱいなんです。その中の一つの論点で喋っても、このように誤解を生み、政治家の方も分かってなくて、こういう人もいる、ああいう人もいると色々仰っていた意見があったと思うんですけど、そのどれも書かれてないよねって。別居親に会えない子どものための法律の条文なんかひとつもないし、ただただ同居親に義務を課すだけの法律です、共同親権という論点に関しては、3年もかけて法制審議会をやったから拙速ではないとか言ってるんですけど、拙速なんですよ。これはすごく難しい問題で、今日話を聞いていただいて、なるほどなと思う部分もきつとあったと思うんですね。なので、すごく対話が必要。特に国会議員の方は分かったような気にならないで、ちゃんと現場の声を聞いてほしい。それは切実に思います。本当に今日はこういう機会をいただき

	<p>て、札幌まで来させていただき、大変嬉しく思いました。ありがとうございます。</p>
池田	<p>お三方の方、ありがとうございました。今日のタイトルですけど、「戦後最大の家族法制の変更」ですよね。「離婚後共同親権の問題点を徹底検証」、そして向こうのほうには「拙速な導入に反対するシンポジウム」と書かれています。これは拙速だという点については岡村さんのほうからもお話がありました。先日、昨日ですか、夫婦別姓の第三次の訴訟が提起されましたけれど、夫婦別姓の導入が法制審で導入を提言したのは、私の記憶が間違っていなければ1996年ですよね。もうそこから四半世紀以上が経っていてまだ導入されていない。これも家族に関する大きな問題ですけど、まだそこは議論が煮詰まっていないというのが現状ですよね。</p>
	<p>他方、この共同親権の問題についてはわずか3年で閣議決定までして法律を作ってしまうと、これはやっぱり拙速だろうと率直に思います。問題点は今日出たなか3割しか話せてないという竹信さんもいいましたが、そうするとまだ7割以上の隠された論点が残っているということになります。一つひとつの課題、どれをとって見てもすぐに解決できる問題ではなくて、今後の家族のあり方をどう考えていくのか、そのなかでは夫婦別姓の話をしましたけれど、私たちの社会のなかにある家族観だとか、ジェンダーの問題、それから被害者をどう救済するのかを併せて加害をどう止めていくのかについても検討していかなければならないし、私達一人ひとりが自立した個人としてどう生きていくのかが問われているようにも思いました。そうするとますます論点は広がる一方だなというふうに思っています。皆さんと共にこの問題を考えつつ、この国会のなかで性急な成立だけは何としても反対していきたいというふうに思っているこのシンポジウムを閉じたいと思います。では司会のほうにマイクを戻したいと思います。ありがとうございました。</p>
司会	<p>はい、パネリスト・コーディネーターの皆様、本当にありがとうございました。</p> <p>本日のシンポジウムでは、離婚における紛争の実情ですとか、支援現場の実情を踏まえまして、共同親権の拙速な導入の問題点が浮き彫りになりました。札幌弁護士会は2023年11月21日付けで離婚後共同親権導入に警鐘を鳴らし、再考することを求める意見書を発出しています。また昨日3月8日には、特定非営利活動法人おんなのスペースおん</p>

様、及びしんぐるまざーずふぉーらむ北海道様との共同声明として、離婚後共同親権を導入する家族法制見直しに関する共同声明を発出致しました。今後も離婚後共同親権に関する情報発信に努めてまいります。今後の活動の参考にさせていただきたく思いますので、アンケートにご協力いただきますようどうぞ宜しくお願い致します。アンケートのご回答につきましては、ご回答者がわからない形にしましたうえで、メディアや議員さん等にお伝えする際の資料として利用させていただく場合がございます。また、本日のシンポジウムの模様につきましては、後日公開する予定でございます。

以上をもちまして、戦後最大の家族法制の変更、離婚後共同親権の問題点を徹底検証、拙速な導入に反対するシンポジウムを終了いたします。本日はありがとうございました。